

## 第 54 回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成 24 年 2 月 9 日（木）開催

開催日時 平成 24 年 2 月 9 日（木）午前 10 時 00 分から（開始 10 時 15 分）

開催場所 新潟県行政庁舎 第 1502 会議室

出席委員 中出文平、阿部三代繼、箕口秀夫、平井邦彦、北沢利枝、梅田久子、小林則幸、  
太田恵子、藤林紀枝、以上 9 名

（欠席：木津輝子、入村明、岡崎篤行、佐野可寸志以上 4 名）

小林委員は審議事項の議決後、午前 10 時 55 分に次の用務へ向かうため退席した。

## 1 開会

## 2 あいさつ

深見用地・土地利用長（田宮土木部長あいさつ代読）

## 3 会議の成立

定数 13 名中 9 名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告。

## 4 議事

（平井会長が議長となり、議事を進行）

平井会長        それでは、議事を進めさせていただきます。  
                         審議に先立ちまして、議事録署名委員を指名させていただきます。  
                         梅田委員にお願いできますでしょうか。

梅田委員        はい。

平井会長        お願いいたします。  
                         本日、マスコミなどの方から傍聴の希望がございますが、公開の会議ですので傍  
                         聴を認めることとします。  
                         それでは、審議に入りたいと思います。

### (1) 新潟県土地利用基本計画(計画図)の改定について

平井会長        新潟県土地利用基本計画の変更について、国土利用計画法第 9 条の規定により、  
                         知事から意見を求められております。  
                         内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局            （資料 1、資料 2 補足説明 1、2 により、新潟県土地利用基本計画図の変更案を  
                         説明）

平井会長        それでは事務局の説明について、ご意見ご質問はありますか。

中出委員        今回の案件に問題があるわけではないですが、今回は国土利用計画法に基づく審  
                         議であり、5 地域区分に関わることしか扱わない訳ですが、瓢湖の内容の説明にあ  
                         りましたとおり、実際に 5 地域区分を指定する 5 法（都市計画法、農振法、森林法、  
                         自然公園法、自然環境保全法）だけが土地利用をコントロールしている訳ではあり  
                         ません。非常によく言われるのが環境の問題とか防災の問題などです。そのような  
                         場合、5 地域区分だけでは出来ないこともあり、土地利用をコントロールするにあ  
                         たって、他にいくつか土地利用規制が出来る法律があるということです。たとえば  
                         一つは先ほどの説明があった鳥獣保護区です。かなり厳しい土地利用コントロール  
                         が出来ます。災害については土砂災害防止法の特別警戒区域、いわゆるレッドゾ  
                         ンと呼ばれているものです。それから去年の 10 月に成立した「津波防災地域づく



平井会長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは当審議会として意見を集約したいと思います。新潟県の土地利用基本計画図の変更については本審議会としては、異議がない、ということにしたいと思います。よろしいですか。

(はい)

平井会長 それでは審議会としては、本件については異議なしとします。なお答申文案につきましては会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

平井会長 それでは会長一任として進めます。それではその他の議事にうつります。議決を要する議事は以上となっています。以降は事務局からの報告案件となっています。

(ここで小林委員退席)

## (2) 国土利用計画(市町村計画)の策定支援等について

平井会長 それでは報告事項1の国土利用計画(市町村計画)の策定支援について事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告資料1に基づいて説明)

平井会長 それでは、報告事項1についてご意見、ご質問をお願いします。

中出委員 (1)から(4)は、是非やっていただきたいと思います。新潟県は市町村合併が多く、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の重要度が増していると思います。それから(5)については国の方が土地利用動向調査の報告義務を求めなくなったら、ほとんどの都道府県がやらなくなってしまったのですが、実際はそれぞれの土地利用をコントロールするのが、森林部局であったり、都市部局であったり、農振部局であったりするので、土地利用の動向についてはそれぞれの部局が把握しているので、だいたいの規模以上、概ね1ヘクタール以上の開発については毎年業務報告を受ければ土地利用動向調査が出来るはず。それを集めて、きちんとファイルするのが用地・土地利用課のある種の責務だと思います。是非、継続的に進めていただければと思います。予算の手当も必要かと思いますが、業務としては事務統計または業務統計のような形で出来るはず。開発許可、林地開発許可、農地転用許可については、細かいものでなくても1ヘクタール以上のものだけ、つまり国土利用計画法による届出が必要な案件を収集すれば良いと思います。できれば数字の統計だけでなく、以前のように地図の上に落とすと良いと思います。そうすればみんなが分かると思います。是非よろしくをお願いします。

平井会長 このあたりは合併後の大長岡市や出雲崎はどう考えますかね。先ほど帰られました小林委員に伺おうかと思っていましたが。

中出委員 まあ、それは市町村の国土利用計画は、それぞれの市町村がどういう風に市町村

土を考えるかということなので、あまりそのあたりは触れない方が良くと思います。県の国土利用計画できちんと示しておけばいいのではないかと思います。圏域計画という形で。

平井会長       あといかがでしょうか。

藤林委員       (3)の国土利用計画策定ということですが、従来から一步踏み込んで、と書いてありますが、どの程度踏み込むのかわかりにくいと思います。土地利用の課題をおさえてというのは各市町村別に違う問題だと思いましたが、うがった見方をすると県のコントロールが厳しすぎることになるという印象を受けるので、その辺をどのように、どの程度考えているのか、また明示されるのかを、教えていただければと思います。

事務局       「一步踏み込んで」というものですが、これまでの手引きというものは、策定のフローだとか、どういう風な記述について、どういう風にするかという内容しか書いてなかったわけです。「一步踏み込んで」とは例えば里山が開発されていて団地造成がされているが、その部分は都市計画区域外であるような事案がある市町村があります。たとえばそういう市町村において、こういう箇所について、国土利用計画（市町村計画）の中で将来的には都市計画区域へ編入していきましょう、というようなゾーニングの案を描くとか、そのような例示的なものを掲げることを考えています。どここの市町村であるという名前を挙げてしまうと、反発を受ける可能性もありますので、こういう風な場合にはこうしたら良いのではないかというようなアドバイスの案を盛りこむようなことを考えています。

平井会長       よろしいでしょうか。

藤林委員       はい。

梅田委員       (4)番ですが、阿賀野市が策定している途中の市町村ということですが、そのほか策定を予定している市町村はありますか。

事務局       相談を受けていたのは、阿賀野市です。いくつかの市町村が作りたい、という話は受けていますが、具体的に受けていないのが現状です。そのほか合併前に市町村計画を持っていて、合併して旧市町村で生きている場合がある部分があり、市域全域に適用されていない事例も散見されますので、そういう市町村については早めに訪問して、全域に適用できる計画はいかがですか、という提案も行いたいと思っています。

平井会長       県民向け、市町村向けという風に分けて考えているわけですか。

事務局       1番、2番は県民向け、3番は市町村向けの資料と考えています。

平井会長       他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。本日の議事を踏まえて事務局は事務を進めていただきたいと思います。

### (3) 今後土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について

平井会長 次の報告事項2の「今後土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について」事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告資料2に基づいて説明)

平井会長 これに関して、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

平井会長 よろしいでしょうか。

### (4) その他

平井会長 本日の審議事項は以上ですが、何かみなさん、ご意見等ありましたらお願いします。

梅田委員 先日の報道ですと、国の方で耕作放棄地の状況調査というものが報道されていたのですが、復元利用が可能とみられる農地が14.8万ヘクタールあり、復元利用が不可能とみられる農地が0.7万ヘクタール新たに増えたとのことですが、新潟県の対策としてどのようなものがありますか。

事務局 申し訳ございません。その報道に対する資料は今持ち合わせておりません。後日調べまして対応したいと思います。

梅田委員 お願いします。

平井会長 あと、いかがでしょうか。

(意見なし)

平井会長 よろしいでしょうか。それでは本日の審議会を終わりにしたいと思います。何か事務局はありますか。

## 5 閉会

事務局 それでは、事務局から一言申しあげます。委員の皆様には長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございます。審議案件の土地利用基本計画の変更につきましては、異議なしというご意見をいただきましたので、この先の手続きを進めさせていただきます。例年であれば1、2回の開催が本審議会ではありますが今年度は、3回もお集まりいただき申し訳なく思っています。お陰様をもちまして、先ほど申しましたように、県の土地利用基本計画の改定を終えることが出来たことを厚く御礼を申しあげます。来年度は大きな計画の見直しの予定はございませんので、年1回の予定です。だいたい今頃の時期の開催を見込んでおりますので、また

時季になりましたら、ご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。本日はお集まりいただき本当にありがとうございました。

平井会長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

午前 11 時 19 分終了

## 新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員 \_\_\_\_\_